

○経済産業省令第十八号

小規模企業共済法（昭和四十年法律第百二二号）第九条第五項の規定に基づき、小規模企業共済法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月六日

経済産業大臣 世耕 弘成

小規模企業共済法施行規則の一部を改正する省令

小規模企業共済法施行規則（昭和四十年通商産業省令第五十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

<p>改 正 後</p>	<p>改 正 前</p>
<p>(支給率) 第十条の二 法第九条第五項の当該年度までの運</p>	<p>(支給率) 第十条の二 法第九条第五項の当該年度までの運</p>

用収入のうち当該年度において同条第三項第二号ロ又は法第十二条第四項第二号ロに定める金額の支払に充てるべき部分の金額として経済産業省令で定めるところにより算定した金額は、次の各号に掲げる金額を合算して得た利益の額とする。

- 一 当該年度の運用収入の見込額から次に定める金額を減じて得た金額

イ・ロ 「略」

ハ 当該年度における、独立行政法人中小企

業基盤整備機構の産業基盤整備業務を除く

業務に係る業務運営、財務及び会計並びに

人事管理に関する省令第二十一条第二項の

用収入のうち当該年度において同条第三項第二号ロ又は法第十二条第四項第二号ロに定める金額の支払に充てるべき部分の金額として経済産業省令で定めるところにより算定した金額は、次の各号に掲げる金額を合算して得た利益の額とする。

- 一 当該年度の運用収入の見込額から次に定める金額を減じて得た金額

イ・ロ 「略」

「新設」

規定による給付経理から小規模共済業務等

経理への資金の融通（次号において「小規

模共済業務等経理への資金融通」という。

）の額の見込額

二 当該年度の前年度までの運用収入及び掛金に係る収入の見込額から当該前年度までの共済金及び解約手当金に係る支払の見込額並びに当該前年度の末日に積み立てる基本額、付加額（法第九条第三項第二号ロ及びハ並びに第十二条第四項第二号ロ及びハに定める金額をいう。）及び分割共済金の額に係る責任準備金の見込額並びに当該前年度までの小規模共済業務等経理への資金融通の額の見込額を

二 当該年度の前年度までの運用収入及び掛金に係る収入の見込額から当該前年度までの共済金及び解約手当金に係る支払の見込額及び当該前年度の末日に積み立てる基本額、付加額（法第九条第三項第二号ロ及びハ並びに第十二条第四項第二号ロ及びハに定める金額をいう。）及び分割共済金の額に係る責任準備金の見込額を減じて得た金額

【資料2】

減じて得た金額

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。